

午前10時30分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座ってやらせていただきます。

欠席届が出ています。神保町出張所、新井所長が家族看護のため、選挙管理委員会事務局、河合局長が公務出張のため、それぞれ欠席です。

本日は議案審査を予定しております。議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づき委員長から議長に申し入れ、区長にご出席を頂きました。区長におかれましては、お忙しい中、委員会のご出席ありがとうございます。

それでは、本日の日程及び資料をお配りしております。議案審査7件、政策経営部の報告1件です。この日程にて進めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。また、当委員会に送付された陳情の審査は次回の委員会で行いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、日程1、議案審査に入ります。

議案第50号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関の説明を求めます。

○千野富士見出張所長 それでは、議案第50号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例について、地域振興部資料1に基づきましてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。

初めに、項番1、改正理由でございます。前回委員会と一部説明が重複いたしますが、ご容赦ください。

まず、きっかけといたしましては、富士見出張所管内に所在していた気象庁、こちらが千代田区外へ移転したことでございます。これに伴って気象庁の記載を削除する必要が生じたため、この際、各出張所における管轄区域と所管町会の区域に相違が生じている地域について、実態に合わせた整合を図る規定整備を実施するものでございます。なお、出張所の管轄区域を条例で定めているのは、地方自治法155条2項の定めにより、出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならないとされているためでございます。

次に、項番2、改正内容でございます。詳細な住所、地番は資料記載のとおりでございますが、まず（1）（2）記載の改正により旧気象庁を含む大手町一丁目の一部を富士見出張所の管内から麴町出張所の管轄と改めるものでございます。また、千鳥ヶ淵沿いの九段南二丁目の一部、こちらを麴町出張所の管轄から富士見出張所の管轄と改めるものでございます。また、（3）（4）の記載の改正により、明大通りを境としていた神保町出張所と万世橋出張所の境界、こちらをお茶の水仲通りへ改めます。

次に、項番3、一部改正する条例の新旧対照表でございますが、こちらにつきましては添付をいたしました別紙のとおりでございます。恐れ入りますが、ご説明は割愛させていただきますが、併せてご確認のほど、よろしく願いいたします。

最後に、項番4、条例の施行期日につきましては、公布の日としてございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方。

○大坂委員 出張所の管轄の変更ということで、一番大きなところでは気象庁が移転したということだと思うんですけども、ここについては特に大きな問題というのではないんと思うんですけども、そのほかの3か所ですかね、2か所になりますか、ここについては、今回、区域を変えることによって何か不具合というか、そういったものが従前にあったのかどうか、で、これから先、どういう形になっていくのかどうか、改めて説明をお願いします。

○千野富士見出張所長 ご質問いただきました、この改正によって何か区民生活に、サービスだとか、そういったところに影響があるのかと、そういうご質問かと思いますが、昔、紙で住民基本台帳を整備していた時代、こういった時代には影響はございましたが、今はシステム化されておりますので、どの出張所でも同様のサービスが受けられますので、これに伴って区民サービスに何か影響があるということはありません。

○大坂委員 ということは、特に大々的に告知をしなくても、実務的には今までどおり区民の方々は不自由なくサービスを受けられるということでしょうか。

○千野富士見出張所長 委員ご指摘のとおりでございます。

○大坂委員 実態に合わせた形で区分けが変わっていくということなんですけれども、現状、これで改正をして、まだ不整合なところが残っている箇所というのは残るのでしょうか。

○千野富士見出張所長 今回精査いたしまして、現状の町会区域と出張所区域が不整合が出る部分というのは、この改正によりなくなります。

○大坂委員 分かりました。では、今後、町会の区域が変わるということはなかなかないと思うんですけども、そういった形で同様なことが起こる可能性というのは何か想定はされていらっしゃるのでしょうか。

○千野富士見出張所長 町会が今後、区域変更ですとか名称変更、そういったことというのは区役所で決定するものではございませんが、想定は、もしかしたらあるかもしれません。ただ、出張所の業務というのは町会と密接に関わりながら実施してございますので、こちらは実態に合わせて改正というものがされていくべきだというふうに考えております。

○大坂委員 ありがとうございます。じゃあ、一旦これで一つ整理がしっかりとできるということだと思うんですけども、一般論として麴町エリア、神田エリアと、出張所の偏在というか数の違いというのが議論になることがあると思うんですけども、そういった偏在ですとか、利便性を踏まえたところで麴町のほうは数が少ない、神田のほうは利便性が高いというようなイメージがあるんですけども、そういった議論というのは、これから先、していく予定はあるのでしょうか。

○千野富士見出張所長 現状、委員ご指摘のとおり、麴町、大きく分けて麴町に2か所、また神田のほうに4か所というふうに、出張所が六つのうち2と4というふうになってございます。地域のほうから、確かに、以前、番町出張所から麴町出張所が変わったりだとか、そういったお話から、ここには昔あったんで、そういったお話というのは聞くことはございますが、今のところ正式に、こちらに増やしてほしいと、そういったようなことは私のところでは聞いてございません。

○大坂委員 人口というのは常に変化していくものですし、今後もいろいろと区内の状況というのは変わっていくと思います。今、現状がベストなのかもしれないんですけども、

10年先、20年先、いろいろと状況は変わっていくと思いますので、常に、そういった議論というか、視点を持って検討していただければいいのかなと思っておりますので、その点はよろしく願いいたします。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。討論は省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第50号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員であります。よって、議案第50号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第50号の審査を終了いたします。

次に、議案第51号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、議案第51号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、政策経営部資料1でご説明いたします。

まず、1、趣旨でございます。東京都パートナーシップ宣誓制度、またはこれに類する制度により証明を受けた職員のパートナーを職員の配偶者と同様に位置づけ、職員の婚姻を要件とする休暇、給与等の制度の適用対象としてまいりたいというものでございます。東京都パートナーシップ宣誓制度とは、性的マイノリティである方の暮らしやすい環境づくりを目的としたものでございまして、パートナーシップ関係を宣誓した二者に対し、東京都が届出の受理、それから証明を行う制度というものでございます。

2、改正内容でございます。まず、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を含む五つの条例の改正を行うものでございます。

まず、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正内容についてでございますけれども、資料の別紙1をご覧くださいと思います。こちらは、幾つか取り上げてご説明を申し上げます。

まず、番号2の親族の介護を理由とした深夜勤務の制限から4の親族の介護を理由とした超過勤務の制限ということでございます。要介護者の介護を行う職員から請求を受けた場合には、職務に支障がある場合を除き当該職員の深夜の仕事を制限する制度、または超過勤務を制限するという勤務制度がございまして、この場合の要介護者については、現在、配偶者及び二親等内の親族を範囲としておりますけれども、この要介護者に、そちらに①から③にございますパートナーシップ関係の相手方と一定の範囲内の親族の方を追加する

というものでございます。

番号6の介護休暇制度、それから7の介護時間制度も同様に、パートナーシップ関係の相手方等の介護のために休暇制度や時短制度を利用できるようにするものでございます。

次に、この資料のまま職員の育児休業等に関する条例についての改正内容をご説明いたします。

番号11、2回を超えて育児休業が認められる特別の事情というものでご説明をさせていただきます。育児休業は、同一の子について原則2回まで取得できるものでございます。その2回を超えて育児休業を取得する際には、配偶者の入院等のため職員が育児休業しなければ養育に支障が生じる場合のような特別な事情が必要となります。このような特別な事情に、今回、パートナーシップ関係の相手方の入院等によりというものを追加いたします。

番号8から14まで、いずれも職員のパートナーシップ関係の相手方を配偶者と同様に位置づけるというものでございます。

本編の資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。改正内容の次の、職員の給与に関する条例に関する改正内容でございます。

こちら、①から③にございます扶養手当を含みます、こちらの三つの手当の支給対象に職員のパートナーシップ関係の相手方を加えます。

次に、職員の退職手当に関する条例、職員の旅費に関する条例に関する改正内容でございますが、職員が死亡した場合等の退職手当や旅費の支給対象に配偶者と同様に職員のパートナーシップ関係の相手方を加えるというものでございます。

条例改正に関するものは上記のとおりですが、ほかにも慶弔休暇をはじめとした勤務時間制度等が規則に定めがございます。今回のご提案について、ご既決いただきましたならば、規則に定めるものについても改正を行っていく予定でございます。

裏面にお進みください。

3、新旧対照表については別紙2のとおりでございます。

4、施行期日でございますが、令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は。

○永田委員 東京都パートナーシップ宣誓制度、またはこれに類する制度とありますが、これに類する制度というのはどういったものでしょうか。

○永見国際平和・男女平等人権課長 こちらの類する制度と申しますのは、東京都の制度のほかに、例えば23区であれば足立区や荒川区、13区のほうで区独自の宣誓制度を設けておりますので、そちらのほうを意味しております。

○永田委員 そうすると、職員が居住する地域の制度を、それを採用、それに合わせた対応をするということなんですか。東京都のパートナーシップ宣誓制度に基づくだけでいいと考えるんですけども、どうなんですか。居住場所によって対応が変わるということですか。

○神河人事課長 職員がお住まいの自治体のほうでそういったサービスのほうを行っていたら、そちらの証明でも構いませんが、中には職員が居住する自治体でそういうことをや

っていない、証明を行っていないところもございます。ですが、東京都のこちらの証明制度のほうは在勤の者を対象としておりますので、区の職員であれば、そちらの制度を利用できると考えております。

○永田委員 それでも、やっぱり東京都のパートナーシップ宣誓制度に基づくというほうが整理しやすいと考えますけども、特に制度上問題なければ、これ以上は言いませんが。ただ、性的少数者に対して一定の配慮が必要だということは理解できますが、この制度によって、これまでの法的に基づいた婚姻状態にある方と全く同じ対応になるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○神河人事課長 はい。基本的には、先ほどご説明したような勤務制度、手当の制度につきましては、給与制度につきましては同じく運用してまいりたいと考えております。

ただ、宣誓制度を活用していくに当たっての運用面の大変重要な課題だと認識しておりまして、定期的にパートナーシップ関係を確認するために、定期的に職員に証明書を提示してもらっただけではなく、確認に必要な書類を随時求めるなどして資格審査を適切に行っ  
てまいりたいと考えているところでございます。

○永田委員 法的に基づく婚姻関係の場合、例えば配偶者が変わった場合、それに対しても法的な手続が必要になります。パートナーシップ宣誓制度の場合、そういったパートナーが変更される、変更になる、そういった場合のそういう規定というんですか。例えば、簡単にええられてしまうのか、本人が申請すれば、それで通ってしまうのか。そういう法的な規制がない状態の関係であるものを配偶者と全く同じに扱うということに対する疑問をね、感じるわけなんです。何度も言っているように、性的少数者に対する配慮は必要だと思いますけども、同じように扱うということに対する疑問はあるんですね。その点に対して、お答えください。

○神河人事課長 この点、東京都の証明制度によると、内容に変更がある場合には変更の届出をしていただくというような形のことをやっているところでございます。やはり宣誓制度を運用する自治体のほうで定期的にパートナーシップ関係を確認するというような形  
のことは行えるものだと考えておりますけれども、それに加えて、先ほど申し上げたように区のほうでもしっかり確認をしながら、例えば不正受給などが行われないように対応してまいりたいというふうに考えております。

○永田委員 実際には、パートナーの変更は、申請すれば、それで通ってしまうということであれば、例えば、じゃあ、毎年毎年パートナーが変わっている人がいました。それは、それでも構わないということなんですか。

○神河人事課長 基本的には、パートナーシップの証明を得られている職員につきましては、これらの制度は認めてまいりたいというふうに考えております。

○永田委員 これ以上やっても切りがないのと、その点が私が、東京都あるいはほかの区が行っているパートナーシップ制度に対する一番の大きな疑問なんですね。そこを解決できない限り、本来ならば憲法を改正して婚姻ができるようにするというのも一つなんだと思うんですが、それができない状態で、中途半端な状態でこういう条例改正していくということに対しては、私は非常に疑問を持っていますが、現状で今ここで解決ができないということは分かりましたので、ここは問題提起ということだけにしますので、今後は、そういった国や都の動きという、動向を常に注視しながら対応をしていっていただきたいと思

ますが、最後、それに対して答えを頂いて終わりにします。

○神河人事課長 貴重なご意見ありがとうございます。私どもとしましては、今後、都のこちらの条例の運用とか、そういった情報を絶えず注視をいたしまして、先ほど申し上げたように不正な受給などが行われぬように厳密に審査をするなどして運用してまいりたいと思います。

○永田委員 以上です。

○小林委員長 ほかに質疑はありますか。

○秋谷委員 東京都パートナーシップ宣誓制度は、法的効果は生じないみたいなのを何かちょっと聞いたことがあるんですが、その点について一つ教えていただけますかね。

○神河人事課長 先ほどご指摘のとおり、この宣誓制度につきましては、法律的な関係は生じるものではございません。

○秋谷委員 今回の改正につきまして、要はお休みができたりとか、まあ、一定の権利が与えられるのかなと私は思うんですけども、その点について、それは法的効果が生じないということとの整合性はどうかお考えなんでしょうか。

○神河人事課長 今回の改正でございますけれども、やはり多様性を認め合い包摂する社会の実現に向けた取組の一つというふうに考えております。職員の休暇制度や給与制度をパートナーの方に拡充することによって、パートナーやそのお子さんがいらっしゃる職員の家庭生活への不安を解消できるようにいたしまして、その結果として職員が職務により専念しやすくなる、そういった状況をつくることで、よりよい区民サービスにつなげてまいりたいということでございます。

○秋谷委員 すみません。もう一度、お伺いします。趣旨はごもっともというか、それは分かるんですけども、そのことは法的効果とはまた別の次元のレベル、話なんでしょうか。

○神河人事課長 先に申し上げたとおり、この証明で法的な関係は生じませんので、こちらはやはり当事者の方々の暮らしやすい環境づくりに資するための取組であるというふうに考えています。

○秋谷委員 はい。

○小林委員長 いいですか。再度答弁お願いします。

人事課長。

○神河人事課長 すみません。少し先にご説明すればよかったんですけども、私ども職員の人事制度につきましては、今現在、配偶者というか、婚姻関係がある方の制度であっても、事実婚である方も実際には認めるような形で運用しているところでございます。ですので、もう事実婚にあるということであると、やはり法的な関係まで満たしていなくても、それでも対応しているということでございますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○秋谷委員 事実婚につきましては判例等が出ていて要件が何個か上がっているとは思いますが、パートナーシップ制度は、まだそこまで、宣誓したというのがあるんですけども、それと同様に扱って、事実婚と同様にパートナーシップ制度も扱っていくということがいいんですね。

○神河人事課長 はい。事実婚の場合でも、各種手続の内容によって提出いただく書類と

か、そういったものは異なります。今回のパートナーシップ証明に基づく申請を受けた場合にも、それは、やはり事実婚というのが一つ参考にはなるかと思えますけれども、どのような書類を添付させるのか、そういったものは研究して運用までに準備してまいりたいと考えているところでございます。

○秋谷委員 ジャあ、最後。

○小林委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 先ほど永田委員がおっしゃったとおり、趣旨はすばらしいものだと思うんですけども、制度としてすごく成熟したものかと言われると、ちょっとまだ私としては疑問が残るところがございます。なので、どうか慎重に区としても対応していただければなと思えますので、よろしく願いいたします。

○神河人事課長 貴重なご意見ありがとうございます。そうですね。今後、制度をしっかりと運用できるように、絶えず制度を、手続面等の見直し等も行いながら進めてまいりたいと考えます。

○小林委員長 はい。

ほかに。ああ、ちょっと待ってください。

○中田行政管理担当部長 すみません。ちょっと補足をして。すみません。

○小林委員長 答弁、続けてください。部長。

○中田行政管理担当部長 はい。補足をして説明させていただきます。

この趣旨の条例なんですけれども、ほかの23区でも上程をされているところです。私たち職員、23区ということで、横並びでの状況というのも見ながらやっていく必要がございます。他区でも様々な事例が出てくると思えますので、そういったところも参考にしながら今後運用していきたいと思えます。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑。

○小野委員 1点だけ確認です。こちらの条例が施行されるのが4月1日ということなんですけれども、それ以降は実際に職員の対象者がこれを活用するということになります。そのときに、いわゆる一般の結婚ではなくてパートナーシップ宣誓を活用した休暇などを利用しているということを職場の皆様が知るところになるのか、そこも含めて今、対応策を考えていらっしゃるのかというところを併せて教えてください。

○神河人事課長 こういった制度を使って休暇を取るかということについて、基本的には他の職員に知れることがないように運用いたします。

○小野委員 はい、承知しました。確かに、ご本人の意向というところが尊重されるものですので、ここが最も慎重で、かつ難しくなってくるかなと思えます。なぜ、あの人は休んでいるんですかというところに対する説明責任というのが上長に生じてきた場合などが、非常にリアルなお困り事として今後出てくるのではないかなと思えますので、その辺りのところは、ぜひ施行前までにいろいろと皆様と議論を重ねて、いい対応策が見つかることを願っておりますので、ご対応よろしく願いいたします。

○神河人事課長 貴重なご意見ありがとうございます。先ほど他の職員にというふうに申し上げましたが、こちらの制度を運用するために必要最小限な範囲ということで、すみません、ちょっと答弁を改めさせていただきたいと思えます。大変重要なお指摘だと思いま

すので、その辺は制度運用までにしっかり精査してまいりたいと思います。

○小林委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑は終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略。はい。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第51号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第51号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第51号の審査を終了いたします。

次に、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査に入ります。執行機関から説明を求めます。

○神河人事課長 それでは、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、政策経営部資料2でご説明いたします。

昨日、職員の給与条例、同じ条例のご審議を頂きましたが、昨日の改正とは趣旨が異なる内容でございますので別議案とさせていただいているところでございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正におきまして、同法の規定により国等から区に派遣される職員に支給される手当の名称が変わりましたので、関係する条文を規定整備させていただくものでございます。

2の改正内容でございます。これまで「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」としていたものの名称を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めるほか、関係規定に条項ずれが生じておりますので、これに対応させていただくというものになります。

3、新旧対照表は別紙のとおりでございます。

4、施行期日でございますが、公布の日から施行といたします。

資料の説明は以上でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑がある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑は終了します。

討論はいかがしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、討論は省略ということで。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求め



ます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第52号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第52号の審査を終了いたします。

一旦休憩します。

午前11時00分休憩

午前11時03分再開

○小林委員長 それでは、委員会を再開します。

次に、議案第53号、千代田区債権管理条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○古田財産管理担当課長 それでは、議案第53号、千代田区債権管理条例について、政策経営部資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。

債権管理の適正化に関する取組につきましては、平成30年第4回定例会の決算認定に対する附帯決議を受けたことを契機として、この間、全庁的な取組を進めてまいりました。これまでに職員の知識やスキルの向上、事務処理の手順の整理など、自治法の関係法令に従った適正な債権管理を目指して債権管理研修であるとか勉強会の実施、法律相談体制の構築、それと以前お配りしております債権管理マニュアルの策定などの取組をこれまで着実に進めてきたところでございます。

その一方で、適正な債権管理に関しましては効率性や合理性といった観点も求められておりまして、徴収努力を尽くしても、なお回収見込みのない債権につきましては、その債権の適切な整理を行っていくことが必要とされております。このため、今回、債権管理のより一層の適正化を図ることを目的として千代田区債権管理条例を提案させていただいているところでございます。

それでは、資料3のご説明をさせていただきます。

項番1の条例制定の目的についてですが、先ほど申し上げました債権管理のより一層の適正化を図るため、次の2点の取組を進めることとしております。手続の明確化と統一化が一つ目、地方自治法であるとか、その他の法令で規定されていない台帳の整備などの債権管理の手続に関する事項について、条例で改めて規定することによって庁内における債権管理事務の統一化を図るものでございます。

(2)の債権の放棄です。債権は、法令に従った手続により適切に徴収することが大原則となります。しかしながら、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合など、区がこれ以上徴収努力を行っても回収見込みのない徴収困難な債権につきましては、効率的・合理的な債権管理の観点から、条例に基づき債権の放棄を行えるようにいたします。

次に、項番2の条例の概要でございます。条例で対象とする債権としましては、債権管理の適正化に向けた取組の姿勢を示すという点、また、職員の債権管理に関する意識啓発や動機づけを高める観点で全ての債権を対象といたします。ただし、第6条の徴収停止と第7条の放棄に関する規定については、非強制徴収公債権と私債権を対象としております。

(2)の条例の構成とそれぞれの内容につきましては、資料のこの表にまとめておりま

すが、別紙のほうで議案自体の条文もおつけしておりますので、そちらのほうも併せてご覧いただければと存じます。第1条で条例の目的、第2条で条例中の用語、第3条で条例とその他の法令との適用関係、第4条で債権管理に関する区長の責任を規定しております。

第5条では、債権を適正に管理するための基本となる台帳について、規則で定める事項を記載した債権管理台帳を整備することを規定しております。これまでも債権を適正に管理するための債権管理台帳の重要性につきましては議会の皆様からご指摘を頂いているところですし、前回の当委員会でも現状をご確認いただいておりますので、今後につきましても引き続き見直しが必要な点は見直して、改善を加えて適正な管理をしていきたいと存じます。

また、第6条では地方自治法施行令の規定による徴収停止のほか、地方自治法施行令に定めのない債務者の著しい生活困窮状態を理由とした徴収停止ができる事項を規定しまして、生活困窮者に寄り添った対応を行うこととしております。

さらに、第7条において回収が不能または不相当と判断される債権を放棄できる規定と放棄の要件を規定しまして、回収可能な債権に注力することで債権管理事務の効率化を図ることといたします。放棄の要件につきましては、安易な放棄とならないよう、地方自治法の趣旨であるとか公平・公正の確保の観点などに照らしまして合理的な範囲で限定的な定めとしております。その手続も厳格なものにすることを考えております。

第8条は、条例施行に必要な事項を規則で定めることを規定しております。

（3）の施行日につきましては、公布の日から施行することといたしますが、第5条の台帳の整備に関する規定につきましては、さらなる庁内周知の徹底や準備のために令和6年4月1日の施行といたします。

資料のご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方。

○米田委員 債権管理条例、これはもうしっかりつくっていかないといけないというのは十分承知しております。今後、台帳の話もありましたけど、台帳を記載するときは、例えば移動があった場合とか調査に行った場合、これ、都度そこに記入しないといけない。この都度記入を今までやってきていなかったのが、こういうことになっていると思うんですけど、そこはもう今後、随時徹底していただけるんでしょうか。

○古田財産管理担当課長 はい。委員ご指摘のとおり、まさに平成30年、問題が明らかになったときの検証の結果として、台帳はあるけれども台帳記載の徹底がなされていなかったというところの反省点がございましたので、この5年間で台帳の整理をしていく中で、しっかり記載も都度記載という形で徹底するような形で運用しているところでございます。

○米田委員 その都度管理なんですけど、管理、最終的にずれていたのだからこういうことになったんですけど、その管理の責任者というのは一般的に課長になるわけですか。

○古田財産管理担当課長 はい。基本的には、その債権を所管する所属長ということで課長になるというところでございます。そこに行く前に、担当レベルの中でも担当者と係長であるとか複数の担当者であるとか、ダブルチェックをしていくような形で運用を心がけているというところでございます。

○米田委員 管理の期間もしっかり見極めて、その都度、書けるようにしていただきたい

なと思います。

あと、同一人物で複数の債権が発生する場合があります。この場合も非常に困難が見込まれます。そういったときの対応というのは、どのように考えていらっしゃいますか。

○古田財産管理担当課長 ご本人と債権の管理の仕方について合意がなされているときには、要するに今後どういう形で分納していくかみたいなことを検討する際には、ほかにどういう債権があるかというようなこともある程度情報を共有するような形で、しっかりと複数の所管課で対応するというようなこととしております。ご本人の同意がない中で名寄せのような形での統一的な管理というのがなかなか難しいケースもございますので、そこはしっかりと適正な管理をしていくために、ご本人ともしっかりと情報共有させていただくという旨をご承知いただきながら、寄り添った形での対応をするというのが基本になっているところでございます。

○米田委員 その方に対してはそういうことになってくると思うんですけど、管理の方法ですので、債権管理総括表、こういったのをまとめて作って管理するという自治体もありますので、そういうのを複数やれるようにしていただきたいなと思います。で、複数の債権になってくるので、足し上げとか、そういったのも絡んできますので、その都度、毎月、そういうのをしっかり管理していかないと、ずれるということもありますので、そこをしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○古田財産管理担当課長 現状、それぞれの所管においてしっかりと適正な台帳管理をしていくというところでございますけれども、ご指摘いただいたように、それを、横の連携を図るということでトータルに適正な管理ができるような仕組みづくりについては、今後研究させていただきたいと思います。

○米田委員 二つの所管にまたがるやつ、これを足していないからいろんなことになりまますので、ですので総括表を作ると。で、これでしっかり管理していくことが僕は大事だと思っていますので、よろしくお願いします。

あと、債権の放棄なんですけど、放棄に至るまでいろんな方の手続、こういう調査をしたとか、そういうことになるんですけど、最後、放棄を決めるのは、担当はやっぱり課長、部長になるんですか。そこをお聞かせください。

○古田財産管理担当課長 基本的には、事務的なチェックをしっかりとやった上で課長ないしは部長という形も取りながらという形になります。いずれにしても内部手続をしっかりと踏んだ形でそういった放棄に至るということと、それも基本的には、法令で定まっているようなケースはいいんですけど、今回の条例でということになった場合には、条例所管である政策経営部とも情報共有した上でしっかりとチェックをしまいたいと存じます。

○米田委員 まあ、この条例の文を見ていると、税だったら税の、地方自治法にしっかりと合わせるってあります。地方自治法、税の場合だと国税になってくると思うんですけど、いわゆる放棄に至るまで、いわゆるこういう調査をしました、課長に頂く、で、決裁するまでにいわゆる審理担当というのがあります。千代田区でもこういった審理担当、これを経た上で僕はやるべきだと思います。国税の場合と地方はちょっと違いますけど、審理担当の場合、国税の場合だと、決裁を回すときに大体もう一回調査しなさいという形で約7割返されます。その上で、もう一回再調査した上で決裁いただいて放棄ということにつな

がります。これは、税の公平性という部分では僕はもう非常に大事な観点だと思います。千代田区としてもそういったことができるのか、ちょっとお聞かせください。

○古田財産管理担当課長 国税の例も参考にしながら、また、地方税とか保険料の関係とかの公債権の運用もしっかりと、これまでもやってきているところがございます。そういったことも参考にしながら、ご指摘のとおり厳格な対応というのが必要だと思っておりますので、そういった仕組みづくりについては、さらに研究を重ねて厳格な対応ができるようにしてまいりたいと存じます。

○米田委員 ぜひ、そういうところをやっていただきたいなと、税の公平性という意味では、私、そう思います。

あと、徴収停止、債権放棄になった場合でも、いわゆる即時の不納欠損は無理だと。1年、2年、3年と調査して、また復活する場合があります。そういったのもしっかり取り入れていただきたいと思っておりますけど、いかがですか。

○古田財産管理担当課長 当然、破産であるとか、そういったケースは要件を満たしたらすぐということもございます。あと、時効の場合も要件を満たしたらという形になると思っておりますけど、生活困窮で執行停止の手続とかの場合につきましては一定期間見るという運用になるということをご想定しておりますので、ご指摘も踏まえてしっかりと、そういった期間の管理もしていきたいと存じます。

○米田委員 ぜひ、お願いしたいなと思っております。なぜ言うかということ、本当に生活困窮者、破産された方、こういった方はしっかり守らないといけません。ただし、悪質な方もいらっしゃると思います。こういう方は、もう法制度を利用して、うまくいかくぐっていますので、そういうのを許さないという態度でしっかり挑んでいただきたいなと思っておりますけど、いかがですか。

○古田財産管理担当課長 はい。大原則は、しっかりと徴収をさせていただくというのが大原則でございます。例外規定としての放棄ということ、そこはしっかりと厳格な運用をまいりたいと存じます。

○小林委員長 ほかにございますか、質疑。

○永田委員 この条例によって債権を放棄できるようになるということは合理的であると考えますが、一方で、普通、通常、自己破産した場合、官報に住所氏名を記載される。それも一つの社会的制裁なのかなと思っておりますが、内容は一切公表しないということなんでしょうか。

○古田財産管理担当課長 放棄をした債権の種別であるとか件数とか金額といったもの、どの程度の具体性を持たせるかというのは今後の検討ではありますけれども、放棄したものについて、しっかりと公表していくことはしたいと思っております。

○永田委員 公表の仕方というのは大変慎重にならないといけないと思いつつも、いろいろ事情があったとはいえ、支払い不能になったということの責任は一定程度必要だというふうに考えますので、その点は、本来ならば、この条例を決めるに当たり、もう決めておかないといけないことなのかなと思っておりますが、そこは今後の検討課題ということ、今、答弁でしたけども、そういうことなんでしょうか。区民に対する説明責任というのがやっぱり債権を放棄するとなると必要だと思っておりますが、もう一度お答えください。

○古田財産管理担当課長 ご指摘の点は大変重要な点だと認識しております。公表して

いくということは、もう決めているところがございます。どこまで個人情報のなところを示すかということにつきましては、他団体の状況の中では、個人情報までではなくて、やはり種別と内容、件数、金額といったところで公表されている例が多い状況もございますので、それを参照して、現状ではそういった情報をしっかりと公表していくという検討段階というところがございます。

施行に合わせて、これが施行して以降について実際に公表する段になりましたら、もう一段整理をした上で公表はしたいと思っておりますけれども、基本的なところは要件であるとか債権の種別、金額あたりというふうに想定してございます。

○永田委員 公表の方法についてはこれからの検討課題ということで理解しましたが、公表の以前に他自治体との、他の自治体との情報共有、例えば、ほかのところに移転した後、同じような問題が起きる、そういった可能性が非常に多いので必要があると思っておりますが、その点についてどうでしょうか。

○古田財産管理担当課長 確かに、移転を繰り返すことによってなかなか捕捉し切れなくなって、所在不明という形で最終的には放棄に至るというケースが他自治体においても散見されると。他団体との情報の共有の仕方というのはなかなか難しいところではあるんですけども、そちらにつきましても今後の研究課題とさせていただければと存じます。

○永田委員 分かりました。

○小林委員長 ほかにございますか。

○秋谷委員 放棄の事由なんですけれども、1、2、4、5、6は、まあ、債務者がちょっとどうにもならないなという事案だと思うんですけども、3号の消滅時効の経過に關しましては裁判所の請求なり支払い督促をすれば完成猶予があると思うんですけど。だから、要は3号に關しては、ちょっと行政の怠惰と言ったら失礼ですけど、行政のね、やらないことによって生じちゃう事由なのかなと思うんですが、その点いかがお考えでしょうか。

○古田財産管理担当課長 なかなか厳しいところもございまして、そういった様々な工夫をしても消滅時効に至るというケースが想定されているので置いておるという状況と、あと過去からの経緯の中でなかなか消滅時効を避ける工夫がし切れなかったというのも現実的にはあるかと思えます。ですので、この件数が今後多くなるかということ、ほかの要件のほうが多くなってくるかなとは思います。はい。ゼロではないということでは置いてあるというところがございます。

○秋谷委員 まあ、支払い猶予——支払い猶予じゃないや、完成猶予を維持するのもお金がかかるということですよ。分かりました。それと債権の合計額を考えてということ。分かりました。

もう一個、6号の死亡に關しまして、前も言ったのかな、これ、相続人に関してはいかがお考えでしょうか。

○古田財産管理担当課長 以前もご指摘いただきまして、ここ、実際のところでは死亡・失踪等の「等」の中に、詳しく申し上げれば相続の方、相続人がいない、もしくは拒否、放棄をしているという、そういう事例ということになります。ですので、相続されていれば、そちらのほうの方がまた新たな債務者ということになりますので、そうした運用をしていく上で、どうしても6号で見なければならぬケースについて放棄をしていくという立て

つけでございます。

○小林委員長 いいですか。

○秋谷委員 分かりました。

○小林委員長 ほかにございますか。

○大坂委員 議案審査ということなので、これまで議論してきたことも含めてちょっと何点か指摘をさせていただきたいと思うんですけども、今、永田委員のほうからも放棄に関しての報告について質問がありました。これに関しては必ずやっていただきたいと思っておりますので、その点についてはしっかりと対応していただければと思います。

公表の仕方についても今後の課題という形でありました。これが可決されると来年の4月1日から施行されて、今現在、約2,000万円程度、回収が困難な債権があるというふうにお伺いしているんですけども、これが順次放棄される形にはなってくると思うので、期間的にはそんなに猶予がない中での対応になると思います。ですので、こういった形で検討しているのかということも含めて、今後しっかりと報告をこの委員会にさせていただきたいと思っているんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○古田財産管理担当課長 ご指摘の点、永田委員からも頂いておりますし、今、大坂委員からも頂きました。以前からもお話を伺っているところでございます。その点はしっかりと整理をしていきたいと思っておりますし、施行日については、台帳の整理というのは今後さらに精査をしていくという部分があるので4月1日としておりますが、この条例自体は施行、公布の日から施行という形を取っておりますので、施行後すぐということも可能な状況にはなります。

一方で、しっかりとそれを公表していくというようなことも必要になりますので、最初のファーストケースの前にはしっかりと、どういう形でということも当委員会のほうで情報共有させていただければと存じます。

○大坂委員 ありがとうございます。失礼しました。第5条だけですね、4月1日からというのは。台帳の話も前回の委員会で指摘はさせていただきましたけれども、やはり職員の負担が大きくなるような台帳の管理の仕方が一部、まだ残っているというようなところを指摘しております。

具体的には、エクセルでの管理というのがなかなかないんじゃないのか、リスクが大きいんじゃないのかということと、システム化をしていかなければいけないということに対して、多少前向きな答弁があったかと思うんですけども、条例の中を見ても債権管理事務の統一性を図るというふうに書いてありますので、これが、こっちの台帳とこっちの台帳が、台帳を管理するということでは統一性があるのかもしれないですけども、その台帳の種類が統一性がないということについて、やはりそこに関してはしっかりと統一して、全体で管理がしやすいようなシステムを持ってくるべきだと思っておりますので、その点についても改めて答弁をお願いします。

○古田財産管理担当課長 はい。以前もご指摘いただきました。その際にも今後検討させていただきますというご答弁を差し上げたと思っておりますけれども、ご指摘のとおり、統一的な管理の仕方が定まっているほう、標準化されているほうが間違いも少なくなりますしリスクも減るというのはご指摘のとおりですし、エクセル管理というところの不安というもの、もちろん、その不安を払拭するために職員はダブルチェックなど、いろいろ工夫をし

て管理をしているわけですがけれども、システム化されているほうが望ましいというのは理解しておりますので、今後、機会を見て、そういった形に移行できるようなことも検討してまいりたいと存じます。

○大坂委員 よろしくお願ひいたします。

最後に1点。今回、以前、決算の数値にそごが発生してしまった根本の理由というのが、やはり直貸しが行われているからだというふうに認識しています。私自身は、直貸しは極力しない方向でやっていくのが一番いいんだろうと思っています。ただ、一方で、なかなかそれが福祉の観点から難しいという部分も承知はしているんですけども、様々なやり方があると思いますので、この条例を定めた上で、今後、未来に向けてしっかりとその辺も精査をしながら議論を進めていっていただきたいと思っているんですけども、その点についてお願ひいたします。

○古田財産管理担当課長 直貸しの部分については区としても課題を認識しておりまして、かつて四つほどあったものを、今残っているのが一つ、応急資金のみという形になっております。以前ご指摘いただいた所管ともちょっと情報共有をさせていただいたんですけども、現状においては、やはりどうしても緊急性等々で応急資金の必要性というのは継続される場所ではございますけれども、今後の中長期的な展望の中ではしっかりとご指摘を踏まえて検討を進めていきたいと存じます。

○小林委員長 はい。

ほかに質疑はありますか。

○のざわ委員 拝見させていただいて、かなりいいものができてきたなと思ったんですけども、一つだけ。これは4月1日から施行がされまして、そうすると別表にあるような金額が実際に行われていくと思うんですけども、これは大体年に1回、何か結果をまとめていくというか、何というんですか、締めとかが運用としてはあって続いていくのかどうかという、どういう運用をされるのかなと思ひまして、もしお答えできるようでしたらよろしくお願ひします。

○古田財産管理担当課長 種別によって、例えば消滅時効の期間経過に基づくものなどは随時発生することが想定されますけれども、それ以外のものについては年度の中での管理の中で判断をしていくというところで、ある程度まとまった形でお示ししていく、放棄という手続を取っていくのかなというところは想定しております。

また、所管はそれぞれの所管がございまして、その所管の管理の中で適用がされた段階で相談があるという形になりますので、今後、都度都度、即時性を求めるのか、一定程度まとまったの公表をするかというところは検討課題ではありますけれども、適宜というケースもあれば、ある程度まとめて一時期にやるということも、どちらも想定されているところがございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 よろしいですか。はい。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。それでは、質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。討論は省略します。

それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第53号、千代田区債権管理条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員でございます。よって、議案第53号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第53号の審査を終了いたします。

次に、議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例の審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、手数料条例の一部改正でございます。政策経営部資料4をご覧ください。改正理由と改正内容を一括してご説明申し上げます。

改正の理由につきましては、1番のところにあります旅館業法等の一部改正がされたことに伴うものでございます。恐縮ですが、裏面をご覧ください。

千代田区の手数料条例におきましては、旅館業法の関係の手数料は二つございます。一つは事務13の許可申請手数料でございます。事務の14は、許可を受けた地位を承継するときの手数料になります。今般、法律改正されましたのは、この承継の申請、あ、旅館業の許可を受けた地位を承継することができる類型に、これまでは法人の合併分割と相続という二つがございましたけれども、ここに事業譲渡というところも追加されました。そのため千代田区の手数料条例において、地位の承継の手数料の場合の一つとして事業譲渡を加えるために今般の手数料条例の改正が必要となります。

具体的な新旧対照表の状態でございますと、今までは旅館業法の3条の2の第1項または3条の3という形で二つであったものが、新しいほうでは3条の1と3条の3の1項または3条の4の1項という形で一つ、規定として設ける形となります。今般の場合は事業承継の類型の一つが追加されるため、手数料は事業譲渡の場合も同じ7,400円という内容になってございます。

施行予定日は、一部改正法の施行の日か、この条例の公布の日のいずれか遅いほうという予定でございます。

説明は以上となります。

○小林委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第54号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第54号の審査を終わります。

次に、議案第60号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更についての審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○武笠契約課長 それでは、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、政策経営部資料5に基づきご説明させていただきます。

現在の契約金額は76億5,631万1,533円ですが、こちらが11.2%、8億5,914万2,879円増加しまして85億1,545万4,412円とする予定でございます。変更の内容は、スライド条項適用、施工方法等の変更、感染拡大防止対策による増額でございます。今回、工期の変更はございません。

11月13日の企画総務委員会で資料要求いただきました施設の概要については、参考資料としておつけしてございますのでご確認いただければと思います。なお、参考資料の2枚目、建物図面は、セキュリティーの関係上、委員限りとさせていただいております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。なお、先ほど説明がありました委員限りで配付しました資料につきましては、取扱いご注意をよろしくお願いいたします。

質疑に入ります。質疑がある委員は挙手を願います。

○大坂委員 今回、大部分がインフレスライドのところになってくるんだと思います。社会情勢を考えると致し方ない部分はあるんですけども、やはりちょっと大きな数字になっているので、その詳細について確認させていただきたいんですけども、今回、8億5,000万円ですけども、そのうちのスライド条項、インフレスライドで上がった部分というのはどれぐらいあって、何%ぐらい増加でその数字になったのかというところを、まず説明をお願いします。

○武笠契約課長 今回、スライド条項適用による増額は8億30万5,000円でございます。今回の増額のほとんどがインフレスライドによる増額となっている状況でございます。

○大坂委員 このスライドになった部分というのが、何%増額になって、この8億という数字になったのか。

○武笠契約課長 失礼いたしました。10.45%でございます。

○大坂委員 これは、契約当初から今回の変更までの期間の中でインフレした分という認識でよろしいのでしょうか。

○武笠契約課長 はい、そのとおりでございます。

○大坂委員 となると、これ、完成自体はまだ3年先という形にはなるんですけども、改めて、またスライド条項の適用で増額されるという可能性もあるということよろしいのでしょうか。

○武笠契約課長 インフレスライドに関してですけども、公共工事設計労務単価が、令和4年度から令和5年度で5%以上、令和2年度からですと9%以上増加しているような状況でございます。これからも工事の工期はございますけれども、この中で設計労務単価

の上昇が見込まれる場合は、再びインフレスライドなどの請求がある可能性もあると認識してございます。

○大坂委員 まあ、なかなか、これ、社会情勢としてしょうがない部分もありますし、この工事だけではなくて、ほかの工事もそうだし、千代田区だけじゃなくて本当に都内全域、こういった形で悩んでいると思うんですけども、何か今後、契約をしていく上で対策ですとか、そういったことは考えていることがあるんでしょうか。

○武笠契約課長 なるべく事前に工事所管課とも協力いたしまして工事の前に設計の調査などを行いまして、事前に把握できるものは把握して工事を発注するような努力はこれまでもしているところでございます。これからも工事所管課との連携を密にしながら、できるだけ変更のないような形での発注に努めてまいりたいと思っております。

○小林委員長 はい。いいですか。

ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、討論は省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第60号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第60号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第60号の審査を終了します。

次に、議案第61号、財産（建物）の取得について審査に入ります。

執行機関の説明を求めます。

○小林区有施設担当課長 それでは、議案第61号、財産（建物）の取得について、政策経営部資料6に基づきご説明させていただきます。

旧区立外神田住宅区分所有部分の取得につきましては、令和元年第4回定例会で取得に係る補正予算をご議決いただき、財産所得に係る議決といたしましては、令和2年第1回定例会で18者の区分所有者のうち11者分の取得について、令和2年第3回定例会で3者分の取得について、また、令和4年第4回定例会で1者分の取得についてそれぞれご議決いただいております。権利の取得をしているところです。現在、18者の権利者のうち15者分の権利が取得済みという形になっております。今回は残りの3者の権利者のうち、その後、仮契約のできた1者分の取得に関するものという形になっております。

資料のほうをご覧ください。取得理由です。旧区立外神田住宅は昭和46年竣工の建物で、築50年以上が経過し老朽化が著しく耐震性に問題があるため、早期解体に向けて当該建物の一、二階部分の区分所有者等の権利を区が取得するものでございます。

財産の種類は不動産（建物）で、財産の内容は旧区立外神田住宅1階及び2階の区分所

有部分、所在地等は資料裏面のとおりになっております。今回取得する床面積は42.21平米、取得予定価格は5,196万6,000円になります。

なお、この取得価格につきましては、本事業当初に建物と借地権の鑑定評価を行っておりまして、外部の不動産鑑定士を委員とする土地建物価格審査会で審議し決定した金額という形になっております。取得先は、旧区立外神田住宅1階及び2階部分の区分所有者18者のうちの1者の部分になります。

今後の予定ですが、現在この1者の方と仮契約を締結しておりまして、今回ご議決を頂ければ本契約を締結し、移転登記をした後に支払いという形になります。なお、残りの区分所有者2者の方々につきましても引き続き取得交渉を進めているところでして、早期の合意を目指したいというふうに考えているところです。

ご説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小林委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

○のざわ委員 今お話があった取得価格の理由のところは、何とかかんとかかんとかの鑑定ですというのが書けるんだったら、言葉でもいいんで書かれていたほうがいいんじゃないかなと思って、思いました。

以上です。いかがでしょうか。

○小林区有施設担当課長 今回の資料にはそういった記載がないんですけども、次回以降、そういった記載ができるようであれば記載していきたいというふうに考えております。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。質疑を終了します。

討論はいかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略。はい。それでは、討論は省略します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第61号、財産（建物）の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小林委員長 賛成全員です。よって、議案第61号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第61号の審査を終わり、日程1、議案審査を終了いたします。

それでは、区長退室のため暫時休憩します。区長、ありがとうございました。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

○小林委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程2、報告事項に入ります。

政策経営部1、電子契約の導入について、理事者からの説明を求めます。

○武笠契約課長 それでは、電子契約の導入につきまして、政策経営部資料7に基づきご

説明させていただきます。

令和3年1月29日、地方自治法施行令の改正施行により、地方自治体も電子署名を用いて民間事業者と電子契約を締結することができるようになりました。東京電子自治体共同運営協議会においても電子契約の導入検討が始まり、令和5年2月にはプロポーザルにより電子契約サービス提供事業者が選定されました。選定事業者は資料の一番下に記載がございますけれども日本電気株式会社、NECと言ったほうがなじみがあるかもしれません、こちらになります。そして、使用する電子契約サービスはクラウドサインというサービスでございます。

千代田区では、本年度、NECと電子契約導入支援の契約を締結し、令和6年度からの電子契約導入に向けて準備を進めております。このたび12月15日に事業者説明会を開催することとなり、区のホームページ及び12月5日号の広報で周知をしておりますので、区議会にご報告させていただきます。

資料の上段に記載いたしました。紙で製本し記名押印、書類の受渡しが必要な従来の契約書が、電子契約では電子署名とタイムスタンプを施した電子ファイルでの契約書となります。電子契約のメリットは、印紙が不要になること、印刷や冊子の作成に係る労力や紙が削減できること、契約書送付に係る労力や費用、時間が削減できることが上げられます。これらは、契約の相手方となる事業者にとって、電子契約を選択する理由となると考えてございます。

なお、23区の電子契約（クラウドサイン）導入状況は表の中ほどに記載のとおりでございます。

千代田区の電子契約導入に当たって、運用の詳細はまだ調整中でございますけれども、事業者の利便性向上と契約事務効率化を目指してまいりたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい、説明が終わりました。委員の方から質疑、質問を受けます。

○永田委員 電子契約は契約そのものと、あと事業者登録も必要だと思うんですけど、事業者の登録時も同時に電子契約のような形で可能になるということでしょうか。

○武笠契約課長 今回導入します電子契約は、契約書のやり取りの部分のみとなります。現在、やはり東京電子自治体共同運営における電子調達サービスというものを使って電子入札を行っておりますので、事業者さんは、そちらの電子調達サービスのほうにご登録を頂いた上で入札に参加していただいております。そのときの登録につきましても電子上、インターネット上でやっていただいているところでございます。

○永田委員 はい、いいです。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかに。

○大坂委員 今、説明の中で事業者が選択というような話がちらっと出たと思うんですけども、これを導入した後も紙のものが残る、両方選べるというような体制を想定しているのでしょうか。

○武笠契約課長 当初、導入につきましては入札案件から始めたいと思っているところなので、一部から始めるような形は考えてございます。また、契約書、紙を選ぶか電子を選ぶか、そこは相手方の事業者さんとのご相談になる想定ではございます。そうは申しまし

でも、できるだけ電子契約のほうに置き換えていきたいというふうに考えてございますので、契約課としては電子契約を利用していただけるように推進してまいりたいと考えております。

○大坂委員 基本的に電子中心でいいと思っています。世の中の流れもそうですし、基本的に民間事業者同士でも電子でのやり取りというのが増えている中なので、事務作業の負担が増えるようであれば、区としては将来的には統一で電子一本という形であっても、これは問題ないんじゃないのかなと思っていますけれども、その点はいかがでしょう。

○武笠契約課長 はい。委員にご指摘いただきましたとおり、将来は全ての契約が電子契約に置き換わるような方向で進めていきたいと考えております。

○大坂委員 事務効率の問題もありますので、なるべく早期に置き換えられるようにやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 この23区電子契約導入状況、これは選定事業は日本電気（株）云々と書いてあるんですが、これ23区とも全員この選定事業者の方々を選定したのか、ちなみに千代田区がこの方々にしたのか、いかがでしょうか。

○武笠契約課長 事業者の選定は23区ですとか都内のほかの市部、市町村も参加する東京電子自治体共同運営協議会、こちら事務局は東京都が務めていただいていますけれども、こちらにおいて事業者選定が行われたものでございます。そして、ここで選定された事業者と契約をする23区の区が、こちらに記載したとおりという形でございます。ただ、令和5年度の状況につきましては現時点で導入が確認できた3区を記載しておりますが、あと2区ほど、目黒区と練馬区が今年度中の導入を予定していると聞いてございます。

また、23区の中でも渋谷区と足立区は東京電子自治体共同運営の選定の事業者は選定せず、独自に別の電子契約サービスを導入している状況はございます。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○のざわ委員 すみません。ちょっと難しくてよく分からなかったんですけど、すみません、ここの3、8、5、23区、電子契約（クラウドサイン）導入状況の3と8と5の区は、この日本電気さんと弁護士ドットコムさんというお話だったんですか、今のは。すみませんでした。

○武笠契約課長 分かりづらくて申し訳ございません。こちらに記載した区については、日本電気、クラウドサインというサービスを使った電子契約を導入する、また、今後導入していく予定となっております。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますか。

○小野委員 これ、導入されたときには全てクラウドで管理をされると思うんですけど、これは契約課だけがそのクラウドにアクセスができるんでしょうか、それとも、もう少し広い職員の皆様が対象になるんでしょうか。

○武笠契約課長 こちらのクラウドを見ることができるのは、電子契約サービスを使う部署ということで想定してございます。また、その設定は必要に応じてできるようになって

ございますので、当初、契約課契約からの導入を予定しておりますので、初めは契約課の職員がアクセスする形での運用を考えてございます。

○小野委員 まずは、最初は契約課からということで、その後、それぞれ契約をされる所管ということなんですけれども、そうするとアクセスできる権限の管理というのは役職者以上に限定されるとか、その辺りのところもこれからお考えになるという捉え方でよろしいですか。

○武笠契約課長 この電子契約サービスのシステムの中でも、契約書をアップできるような担当者の役割と、やり取りを承認する上長の役割とが、また分かれて設定できるようなものでございます。こちらのアクセスの権限ですとか、どのように運用するかといったことにつきましては、情報システム課とも相談しているところではございますけれども、今後関係課ともいろいろ相談を重ねながら、間違いのないような適正な運用ができるやり方というのを決めてまいりたいと思っております。

○小林委員長 ほかにございますか。

○のざわ委員 今、契約課長様がお話しされていたところってすごい大事なところで、普通、今までもやっていらっしゃると思うんですけども、今おっしゃっていた、つくるところ、契約をつくるのと、そのやり取りを見る上席の方がいて、監査ですともう一人、Aさんと、実際やっている方と上席の方と、それがちゃんと分業でやっているということをもう一回、別の方が監査で、ああ、ちゃんとできていますねということをするのが普通だと思うんですけども。多分そこって物すごく大事なところで、ほかのところでもそういうふうになっていると思うんですが、どうぞよろしく願いいたします。

○武笠契約課長 はい。ご指摘ありがとうございます。これまでも適正な契約に努めているところではございますけれども、引き続き適正な事務執行に努めてまいります。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（１）電子契約の導入についての質疑は終了いたします。

日程２の報告事項を終了いたします。

日程３、その他に入ります。

委員の方から、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 執行機関の皆様、何かございますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 57 分閉会